

日本政府とアジア救済公認団体との間の契約(案)

日本政府代表とアジア救済公認団体代表とは、連合國軍最高司令官總司令部からアジア救済公認団体宛て一九四九年十月二十五日附書翰及び日本政府宛て一九四九年十月二十五日附覺書SCAPIN-2054「アジア救済公認団体からの救済物資の受領及び配給について」に基き、日本におけるアジア救済公認団体救援物資の受領及び配分について、次のとおり契約する。

第一條 目的

アジア救済公認団体の救援物資は、すべて日本の復興に供するため、国籍、宗教、人種又は政治的信念によつて区別することなく、必要に応じ、眞に救済を必要とするものに對して、公平、有効、迅速且つ適切に無償配分するものとする。

第二條 物資の引渡し及び配分の方法

(イ) アジア救済公認団体代表は、その提供する救援物資を横濱の港において日本政府に引き渡すものとし、日本政府は消費する団体又は個人に代つてこれを受領するものとする。

(ロ) 日本政府は、アジア救済公認団体代表と協議の上、右の物資を第一條の目的にそつよに適正に配分するものとする。

第三條 日本政府の責任

(イ) 日本政府は、救援物資の受領から消費する団体又は個人への引渡までの間、右の物資の保全、移動、割當及び配給に関する全責任を負ひ、且つ、これに必要な経費を負擔する。

(ロ) 日本政府は、右の物資の荷卸、貯蔵、輸送及び配分に當ては、益難破損その他の予防し得る損失の防止に万全の措置を講ずる。

(iv) 日本政府は右の物資の荷卸、取扱、入庫及び輸送を優先的に行ふ。

第四條 税金の免除

(i) 日本政府は救援物資に對して、輸入税その他のあらゆる公の权威によつて課せられるすべての税を免除する措置を講ずる。
(ii) 日本政府は、アジア救済公認団体の日本人でない代表の外國において支拂を受ける俸給及び報酬に對して、所得税を免除する措置を講ずる。

第五條 法令、予算との關係

この契約は日本國憲法、法令の規定及び予算の定めると二うちに抵觸することなく実施さるべきものとする。

第六條 契約の期間

この契約は一九五〇年四月一日から日本におけるアジア救済公認

団体の救援活動が完全に終結するまで有効とする。

第七條 変更

この契約の條項の変更及び前各條に規定するもの以外の必要な事項は、その都度両者協議の上これを定めるものとする。

日本國內閣總理大臣 吉田 茂

一九五〇年 月 日

アジア救済公認団体代表 エスター、ビー、ローズ

デー、アーネスト、ハット
ハロルド、デュー、モルセガ

連合軍總司令部

軍野上〇〇

一九四九年一〇月一五

総司令部公衆衛生福祉部宛付

L A R A 田中

「本におけるララの計画活動は連合軍最高指揮官の間における任務遂行上海外へ果し援助を提供したまゝである。海外における民間又は團体がそれを私的救援物資を送るに当つての認可された團体即ちLARAを通じて実現し而して救援物資を必要とする広範囲にこれを要した当時に一括的に日本政府の救援分野に合流し無危難事等に有効に行われたことは特筆に値する。」

今や日本社会経済事情は順次恢復しどうやら統制制限けんを解除撤廃し得る時刻ノくはる。海外より民間の救援物資を割当又は分配のため日本における持主の代表者或は代理者に直達する場合、從来の制限を全く一つである。

此の制限の解除としてLARAの計画もその遂行上從来の手針によるなければなりないといふ必要はなくなるべからず。しかしLARAが新しい手針に即応する態勢を整えられた後十分半日を採り得るたりに日本政府との現在のとりきり即ち日本政府LARA救援物資を受取り、乞う安全な交渡し、準備、割当及分配に関する責任を有することは昭和二十一年一月三十日立罷する所とす。

昭和二十一年四月一日以降LARAは希望によつて社日認可民間社會福祉團体としてある。LARAは昭和二十一年四月一日以降從来実施の計画並びに活動を遂行し得るが、其の割当及び執行に於けるは救援物資の運送を受けることを確約し得る。日本政府の協定は終りLARAと日本政府との間のものであつて、尚右の協定は終り

令部の審査承認を要するものとする。

LARA及日本政府或はその一方が上記に加え陽起を好むかに場合にLARA
RAは救援物資を继续して輸入する二点が出来た。但しこう場合に輸入に許可証を
要する。

右の救援物資の受領後は左の割当配分にFIREはLARAにあり左の責任を
負うのである。昭和二十一年三月三十日以降LARA及(或は)左の代表者は他方
数万民間社会福祉団体の会員に属することとなり、占領軍としての援助を受けない
こととなるのである。

LARAの計画に対して又左の代表者が其の執行者及地方関係官に対し示
された仰友情との協力に對し厚く感謝致す次第であります。

我々は四月以降のLARAの活動計画に關して至るべく速に伺いたく存じます。

准將 K. B. アーヴィング

副官部

連合國最高司令官統司令部

A P O 五〇〇

AG四〇〇(西十九年七月二十六日)

SCAPIN 二〇五四

昭和二十四年十月二十五日

日本政府覺書

アジア復興銀行團体(LARA)から之復興物資を蒙領及び
配給に付いた

一 参照覺書

標記上同一の件につけて連合國最高司令官統司令部食、日本政府覺書を整

理番号 AG四〇〇(西六十八年三月) P.H. SCAPIN 一一六九、一九四六年八月三十日

付

二 参照覺書は各カ第4項のうちの月次報告に関する部分をつとめ、一九四六年四月一日を以てこれを廢効とする。第四項中の月次報告に関する部分は、日本政府所有のアラレ取締物資全部の割当終了まで引続き有効とする。

最高司令官代

參謀副官准將

K. B. T. シエ

一九四六年八月三十日

連合國最高司令部命令

帝國政府丸

終連全由

アシア救援機関からの救援物資の受領及配給の件

一、アシア救援機関からの救援物資の供給を口頭にて承諾せし帝國政府は日本の由来者、用に合衆國の救援機関により手交された該救援物資の権利を岸壁において管理し右物資を管理、輸送、貯蔵並に配給する所直ちに手配すべし。右物資は総額一千五百二〇〇〇箱を超えて、べし。

二、帝國政府は該救援物資の岸壁より便用機関に渡す間の保管、移動、貯蔵及配給に関する主従性を負うものとする。右物資の積荷を卸す際輸送倉庫に納り、際には配給の半数を算入する。其全額保護をとりし、帝國政府は運賃、破損或は途中に起る障害し得し其他の損耗に対し連合軍最高司令官に責任を採らむことす。ノ夏在船から連続して取扱うことを下す。

三、一九四六年九月一日或はそれ以後に帝國政府は次の報告を含む該救援物資の配給に関する実施計画を提出すべし。

1. 会計手簿
2. 財務計算書
3. 配給計画

4. 保護計画の詳細

四、前記三項目は次の詳細なる情報を含む報告形式をとし、連合軍最高司令部並

毎月送付するものとす。

1. 受領セラ全物資の登録
2. 配給セラ全物資
3. 現金額
4. 全未取回物資の場所

裏面白紙

198

五、右枚済物資の配給に先立ち連合軍最高司令部は、本国政府により開港場封鎖を
及ぼす利用する機関につき報告せらるべし。

最島司令官代

大佐、副將

ジョン・B. ナッシュ